

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和6年度 みなとカメラ設置検討業務
業 務 概 要	中部地方整備局管内における港湾（名古屋港、四日市港）の直轄工事の施工管理を行うとともに、災害発生時に直轄事業で施工中の施設の状況把握ができるみなとカメラ装置（カメラ機器や映像伝送設備、通信設備の総称）の新設について設置位置も含めた検討を行うものである。併せて、みなとカメラの撤去方法について検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局副局長 西尾 保之 名古屋市中区丸の内二丁目1番36号 NUP・フジサワ丸の内ビル
契 約 年 月 日	令和6年4月10日
契 約 業 者 名	パシフィックコンサルタンツ株式会社 中部支社
契 約 業 者 の 住 所	名古屋市西区名駅一丁目1番17号
契 約 金 額 （ 税 込 ）	¥31,240,000.-
予 定 価 格 （ 税 込 ）	¥31,262,000.-
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	別紙のとおり
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和6年4月10日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和6年9月30日
備 考	

随意契約理由書

1. 業務名

令和6年度 みなとカメラ設置検討業務

2. 選定理由

本業務は、中部地方整備局管内における港湾（名古屋港、四日市港）の直轄工事の施工管理を行うとともに、災害発生時に直轄事業で施工中の施設の状況把握ができるみなとカメラ装置（カメラ機器や映像伝送設備、通信設備の総称）の新設について設置位置も含めた検討を行うものである。併せて、みなとカメラの撤去方法について検討を行うものである。

本業務の契約手続きとしては、「プロポーザル方式」を採用することとし、公募により参加表明があった者で資格を満たした者から技術提案書を求め、「配置予定管理技術者の経験能力」、「業務の実施方針・実施フロー・工程等」及び「特定テーマに対する技術提案」について、提出された技術提案書の記載内容と担当者へのヒアリングにより評価を行なった。

審査の結果、パシフィックコンサルタンツ株式会社中部支社を契約の相手方として特定した。

よって、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、パシフィックコンサルタンツ株式会社中部支社と随意契約するものである。

プロポーザル評価表

- 1.件名 令和6年度 みなとカメラ設置検討業務
- 2.所属事務所 港湾空港部
- 3.技術提案書の特定通知日 令和6年3月26日

業者名	技術評価点の内訳			技術評価点 合計	備考	摘要
	配置予定技術者の 経験及び能力	実施方針・実施フロー・ 工程表・その他	特定テーマに対する 技術提案			
評価のウェイト	80	80	160	320		
パシフィックコンサルタンツ株式会社	69.00	53.33	101.33	223.67		特定
A社	67.00	48.00	106.67	221.67		
B社	59.00	49.33	104.00	212.33		

※合計値において四捨五入のため、各項目の合計とは整合しない場合がある。